

産業廃棄物処理に係る「第27回実務者研修会」開催

9月3日（火）午前10時から名古屋国際会議場2号館211・212展示室（名古屋市熱田区）にて、「第27回実務者研修会（実務基礎コース研修会）」が、110名参加のもと開催されました。

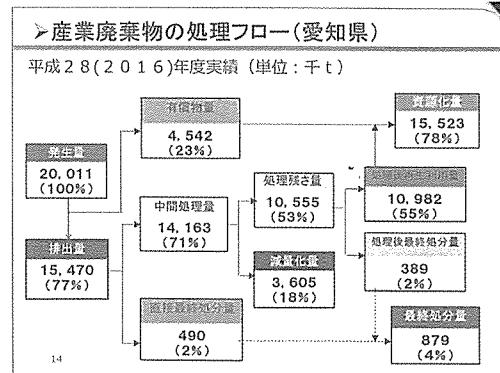
平成28年のダイコー（株）の不適正処理事案を契機に、協会が主催する実務者研修会や協会支部が主催する法令講習会等に、3年に1回は必ず参加することを誓約していただいております。

開会の挨拶で事務局専務理事 堀部隆司氏は、「皆様も既にご承知かと思いますが、廃棄物処理法は非常に厳しい規制法となっております。社会的に大きな事案が生じますと、更に厳しい規制の方向に移っていくのがこの廃棄物処理法です。この法令の改正を常に注視していただき、知らない間に営業ができなくなってしまうということがないよう、本日はしっかりと基礎内容について勉強していただきたいと思います。」と述べました。

研修会は同氏が講師となり「産業廃棄物処理の基礎」について講義をしました。愛知県の産業廃棄物の処理フローでは、平成28年度において、発生量100%に対し有価物質は23%、残り77%は排出され、そのうち71%は中間処理されますが、最



講師の堀部専務理事



終処分量はわずか4%、資源化量は78%です。また、講義では判断を迷

う事例を質問形式で問い合わせ、一例として、建設工事から生じる産業廃棄物の処理責任は工事の発注者にある？と質問して、受講者の方に○と×で答えていただき、講師が解答の解説を行い、各習得内容を正しく理解するための研修が行われました。

講師の
小野田環境アドバイザー

「電子マニフェスト」では、事務局環境アドバイザー 小野田敏也氏が講師となり電子マニフェスト制度、導入までの流れ、運用事例等について説明がありました。直近1年間の年間登録件数は29,888件、本年8月期は2,435件／月、電子化率は60%（マニフェスト総数を5,000万件として算出した電子化率）、目標は2022年度の電子化率が70%です。

「産業廃棄物の委託処理と委託契約書」、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」、「帳簿」は、事務局長 小坂元信氏が講師となり、産業廃棄物収集・運搬委託契約書のサンプルを元に、注意事項を交え解説がありました。他にも産業廃棄物に関する最新情報は、愛産協のホームページにアップされていますので、確認をしていただくよう案内がありました。



講師の小坂事務局長

研修後、閉会の挨拶を堀部専務理事が述べ、「研修了証」の授与があり、研修会は閉会しました。

